

## 福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 平成28年6月2日(木) 13:30~14:50
- 2 開催場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室
- 3 出席委員 安部委員、泉委員、岩元委員、大石委員、大城委員、小方委員、香月委員、川端委員、川原委員、新開委員、杉原敏子委員、杉原好則委員、添島委員、高瀬委員、田中委員、津田委員、豊福委員、永井委員、中芝委員、永原委員、野島委員、花田委員、樋口委員、松浦委員、松崎委員、松永千之委員、間普委員、三根委員、横山委員、吉田委員  
(30名)
- 4 欠席委員 井上委員、田原委員、中島委員、松尾委員、松永智幸委員(5名)
- 5 議題 審議事項  
(1) 平成29年度社会福祉施設等の整備方針について  
(2) 専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

### 6 議事の概要

司会	<p>(開会)</p> <p>皆さまには、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めます福岡県福祉労働部福祉総務課企画広報監の野田と申します。よろしくお願いたします</p> <p>(福岡県あいさつ)</p> <p>まず、初めに福岡県福祉労働部長の小山からごあいさつ申し上げます。</p>
小山部長	【あいさつ】
司会	<p>(新任委員の紹介)</p> <p>続きまして、昨年度の全体会議以降、新たに社会福祉審議会委員にご就任いただきました皆さまをご紹介させていただきます。</p> <p>公益社団法人福岡県青少年育成県民会議理事 杉原 敏子委員でございます。 杉原委員には民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会に所属していただきます。</p> <p>公益社団法人福岡県老人クラブ連合会副会長 豊福 悦子委員でございます。 豊福委員には民生委員審査専門分科会及び老人福祉専門分科会に所属していただきます。</p> <p>福岡市立筑紫丘中学校校長 樋口 綾子委員でございます。 樋口委員には、児童福祉専門分科会に所属していただきます。</p> <p>福岡県町村会事務局長 松永 智幸 委員でございます。本日、松永委員は所用により欠席でございます。</p>

<p>司会</p>	<p>なお、松永委員には、障害者福祉専門分科会に所属していただきます。</p> <p><b>(事務局職員の紹介)</b>      続きまして、本日の会議に事務局として出席しております職員を紹介いたします。      ごあいさつ申し上げた福祉労働部長の 小山 でございます。      福祉総務課長の 森 でございます。      子育て支援課長の 上村 でございます。      児童家庭課長の 野口 でございます。      障害者福祉課長の 西原 でございます。      保護・援護課長の 小野 でございます。      保健医療介護部      高齢者地域包括ケア推進課長の 大田 でございます。      介護保険課長の 小林 でございます。      健康増進課長の 岩本 でございます。      人づくり・県民生活部      青少年育成課長の 八木 でございます。      男女共同参画推進課長の 南里 でございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p><b>(審議会開始)</b>      それでは、ただ今から、福岡県社会福祉審議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。      福岡県社会福祉審議会の委員総数は、35名でございますが、本日は、30名のご出席をいただいておりますので、委員定数35名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日の会議は、平成19年5月21日に本審議会で決定されました「福岡県社会福祉審議会運営要領」に基づき、会議は公開することといたしております。</p> <p>なお、本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第6条第1項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は杉原委員長にお願いいたします。</p>
<p>杉原委員長</p>	<p><b>(審議事項)</b>      それでは、議事に入ります。      お手元資料の「次第」に沿って進めてまいります。      まず、審議事項のア「平成29年度社会福祉施設等の整備方針について」です。      本件につきましては、婦人保護施設関連分、高齢者福祉関連分、児童福祉関連分、障害者・障害児福祉関連分がございまして、順に、事務局から説明をお願いします。      委員の皆様からのご質問、ご意見は、障害者・障害児福祉関連分まで説明を受けた後に、一括してお受けしたいと思います。      それでは事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【高齢者福祉関連分について、資料No. 1に基づき説明】      【児童福祉関連分について、資料No. 2に基づき説明】</p>

	【障害者・障害児福祉関連分について、資料No. 3に基づき説明】
杉原委員長	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見がある方はどうぞ。
安部委員	児童分野で児童館、児童センターを整備するというお話があったのですが、児童分野の5ページの表を見ると、毎年4月1日現在の施設数が、平成21年～平成24年までは53～54ですけど、その後減っていますね。減っている理由、その理由が何なのかによって整備をする必要性が変わると思うのですが、そのあたりを教えていただければ。
杉原委員長	はい、事務局。
事務局	減っている理由ですが、増もあるのですが休止。廃園ではなく一旦休止、休止が長引いているところもあるのですが。申し訳ありません、その理由の詳細については、今、手元に把握はしておりません。増もありますが休止の分もあり、減っているところでございます。
安部委員	休止の理由が何かということがすごく大事かと。私は増やした方が良いと思うのですが、減っている理由、例えば利用者が減っているのか、地域的な問題なのか、それとも別の理由なのかですね、そういったところで必要性が変わってくると思ったもので。後で教えていただければと思います。
杉原委員長	他にご意見、ご質問はありませんか。
松浦委員	<p>何点かあるのですが、児童福祉分野についてです。母子生活支援施設の施設数について、いただいた資料では減っているように思います。母子生活支援施設は、今日、同じく子どもの貧困対策の問題が出されていますけど、子どもの貧困はひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困というのがとても重要な問題であると思います。その観点からいきますと、母子生活支援施設が県内で平成2年度に12か所あったものが、平成27年度には7になっているということについて、私、弁護士として実際の相談を受けている中における実感から申しますと、母子生活支援施設の入所希望者が減っているということではないのではないかと思います。ニーズに合っている施設をやはり計画的に整備して、特に経済的な問題や子どもの養育問題に直面しているひとり親家庭を支えるという必要性が高いのではないかと思います。施設数がこのように12から7まで、この平成の間に半減に近いところまで減っているという事情を教えていただければというのと、今後これについて整備の計画がないのかという点についてお聞きします。</p> <p>また、児童福祉分野と障害福祉分野にまたがる質問になるのですが、昨今では一つの家庭で複数の困難を抱えていらっしゃる家庭が多く、具体的にはひとり親で障害児を支えているという家庭もたくさんあって、そういう方の場合に、児童福祉分野のみと障害児の分野のみというのではなくて、例えば先ほど申し上げた母子生活支援施設に障害児を抱えたひとり親のお母さんを入所させることができるかですね、そういう複数にまたがる困難を抱えている家庭向けの施設整備というのものは是非計画に入れていただきたいという風に思っております。そうした、多分、介護分野でもお年寄りを抱えたひとり親家庭というのも当然あるわけで、そういった点も含めて困難を</p>

	抱えている方を支えるという点から是非、施設整備についても、複合型のものを、今回は無理だと思うのですが、次の計画策定等の際にご検討いただければと思っております。
杉原委員長	はい、事務局。
事務局	<p>母子生活支援施設の数が減っている、ニーズは多いと思われるのになぜかという、1点目はそういう質問だと思います。施設数が12か所から7か所ということで、数として減ってきているところがございますが、減っているところはやはり入所者が少ないということで、なかなか施設運営を維持していくことが難しいという事情があって施設廃止におよんだところが多いと承知しております。入所率につきましても、この表に挙げているように27年度で67.7%ということでございまして、委員がおっしゃるような色々な支援が必要な方が減っているということではないと私も思っておりますけど、要は母子生活支援施設という形態の施設に入りたいという人が減ってきているということが実情でございます。背景につきましては、この審議会におきまして一昨年度、専門分科会でも議論させていただきましたけれど、やはり、母子生活支援施設の一定の決まりごと、共同生活的な行事への参加とか、門限が決まっているとか、それが今の生活様式といいますか、母子の要求に満たないというか、必ずしも合わないということがあって、母子生活支援施設の利用が減ってきているというのが現状ではないかと思っております。支援が必要な方につきましては、母子生活支援施設への施設入所という形以外に、福祉事務所の方で公営住宅などへのご紹介ということもやって、生活の場の確保ということをやっていると聞いています。</p> <p>色々な困難な面を抱えていらっしゃる方の入所についての支援ということでもありますけど、母子の生活に対する支援ということで、県の方で、例えば児童相談所で相談を受けた中で、子どもさんが障害をお持ちであるということで、どういった支援が必要であるかということは児童相談所のケースワーカーがしっかりお話を聞いたうえで、支援につきましては県の福祉事務所や市の福祉事務所と連携しながら、どういった支援の組み合わせを行うのが良いのかということを検討しているということでございます。母子生活支援施設に、障害をお持ちのお子さんとそのお母さんという入所もあります。この辺りは先ほど申し上げた児童相談所や福祉事務所それぞれの母子の置かれた状況というものを、一つ一つ個別に見ながらどういった対応が可能かということで、支援を決定しているということでございます。</p> <p>施設整備につきましては、先ほど申し上げた、施設のちょっと時代に合わない古い部分ですね、古びたということではなく、そういった部分につきまして改善をしていきたいという相談があれば、全体の意向を勘案しながら整備を検討してまいりたいと考えております。</p>
松浦委員	<p>突然の質問に丁寧に答えていただきありがとうございます。</p> <p>あと1点、母子生活支援施設の入所とも関連があるのですが、ひとり親家庭の自立を図るために、仕事がある地域に母子生活支援施設が欲しいと思います。県内でも比較的郊外にある母子生活支援施設もあり、子どもを抱えた年代のお母さんが、仕事を見つけやすい地域に是非、積極的に母子生活支援施設を整備する計画を、今年ということではなく、次の計画の際に検討いただければと思っております。ありがとうございました。</p>
杉原委員長	他にご意見、ご質問ございますか。
香月委員	児童のところですが、4ページの児童自立支援施設というのがあります。ご説明の中では読み

	<p>取れなかったのですが、入所率が40%程度でそんなに高くはないのですが、これはどういった施設でしょうか。</p>
事務局	<p>整備計画の中に特に盛り込んでいないので、ここの部分にあまり触れなかったのですが、児童自立支援施設は非行等、問題を抱えたお子さんを措置入所ということで入所させる施設でございます。昔、教護院と呼んでいたのですが、児童福祉の観点が変わってきて児童自立支援施設という名称になっているのですが、これは法律で都道府県に必置ということで、この1カ所は県営の福岡学園といいまして、那珂川町にある施設でございます。施設整備自体について今のところございませんので、今日、特にご説明しなかったのですが、入所率の問題につきましては、他の児童施設も同様になりますけど、近年支援が必要なお子さんというのが虐待を受けて心に傷を負ったとか、昨今話題になっております発達障害のお子さんとかですね、支援する職員、施設サイドからしますと対応が困難といいますか、技術的に丁寧に対応していかないといけないお子さんが増えてきているということがございまして、そういう中で、きちんと支援をしていける数、いわゆるたくさん入れて問題が起こってもまずい、問題が起こらないようにですね、現在入所している子どもと、児童相談所なりから打診があった子どもの様子を見ながら受入れを行っているところでございまして、なかなか昔同様の人数を受け入れていくのは、処遇、支援上、難しくなっているという現状がございまして、入所の子どもの数が減ってきているということでございます。各県1カ所ございまして、福岡学園で他の子どもとの関係性から入所が難しいという様な場合は、隣県の施設にも入所を打診するなりといった対応を取っているところでございます。</p>
香月委員	<p>こういったお子さんは法的に何か措置をされて、法的な面から自立支援施設に入所ということなんでしょうか。</p>
事務局	<p>児童家庭課所管の施設は全て入所措置施設ということで、児童相談所の方でそれぞれの子どもの状況を見て、どこの施設にするかとか、どういった対応をするかとかを決定します。 児童自立支援施設につきましては、家庭裁判所の方から施設の入所を、家裁の保護処分ということで入所ということを決められて入っている子どももいます。</p>
香月委員	<p>では法的な部分と、児童相談所からの入所ということと理解すればよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
安部委員	<p>意地悪な質問になるかもしれませんが、高齢者施設の4ページ、5ページの今年度の整備計画を見てみると、27年度、28年度の倍くらいになっていますね。29年度が完成年度なので、100%達成するためにこのような数字になっているのかもしれないのですが、これは可能性としては2つあって、1つは、整備は通常であれば3分の1ずつ行うと思うのですが、それができなかった理由が何かあるのかと。それとも29年度でもやはり100%に達しないということもあるのかなと。ちょっと意地悪な質問になるのですが。</p>
杉原委員長	<p>事務局。</p>

事務局	<p>ただいまのご質問ですが、特別養護老人ホームの整備につきましては県で計画を作り、計画的に整備をしています。その基本になるのは介護保険者であります市町村、あるいは広域連合ですね、こういったところが入所申込者の数ですとか、高齢者の増加の見込みであるとか、住民の意向、近隣の施設の状況、そういったものを踏まえまして、それぞれの施設の必要量を検討しています。そういったものを踏まえて、県の方ではこの計画に反映させております。そういったことで、市町村の意向を踏まえているために年度ごとの数字の差が出てきているところであります。また、28年度に整備をしようと思っていたけれども、なかなか事業者の手が挙がらない、そういった形で整備が後ろにずれてきているものもございまして、そういった状況でございます。</p>
安部委員	<p>特別養護老人ホームは何年待ちとか言われていますよね。申し込んでもなかなか入れないという。ニーズが無いというより、市町村の都合なのでしょうか。例えば、土地が見つからないとか。</p>
事務局	<p>特別養護老人ホームにつきましては、整備をしたいという事業者の方は多くいらっしゃると思います。ただ、地域にもよると思いますが、まとまった土地が必要になりますので、それが確保できないということもありますし、あるいは周辺の住民の理解を得て整備していただきたいので周辺の住民の方に説明していただく、周囲の地権者の方に同意を取っていただくといった条件をつけさせていただいておりますが、そういった点で、隣接する方の同意が得られないということで、計画を断念するケースもございまして。</p>
杉原委員長	<p>今、高齢者の施設も地域の住民にとっては、保育所と同様にマイナスの施設ということで受け止められていますので、私も地元説明会等に行き説明しましたが、結構難しい部分があります。</p>
安部委員	<p>本当に達成できるのですか。意地悪な質問ですが、達成したいということですね。</p>
杉原委員長	<p>問題はハコが建っても働く人がいないということがあって、ハコが建ってもベッドに空きがある状態が続くということがあります。一つの施設を作ったら、例えば100名定員の施設の場合、今2:1の配置が必要ですので、50人くらいの介護職員が必要になるということになると、それだけの数の職員を確保するというのは非常に難しい。</p>
大石委員	<p>今の質問と関連はございませんが、情緒障害児短期治療施設という項目がございますね。4ページに一覧表がございますが、ちょっとお尋ねしたいと思います。短期というところに違和感を覚えているのですが、この表で見ますと26年度と27年度措置人員が5名減っていますね。この5人が違う施設に移ったと考えるのが良いのか、それとも情緒障害児が短期の治療で正常に戻って社会に戻っていったと考えるべきなのでしょう。この短期というところでどの程度の時間をお考えなのでしょう。</p>
杉原委員長	<p>事務局。</p>

事務局	<p>情緒障害児短期治療施設の措置人員についてまずご説明しますと、下の米印に書いてありますように、15というのとは4月から3月まで各月初日に在籍している子どもの数を足しあげて12で割った数でございます。26年度、27年度で20から15というのとは単純に5名減ったというのではないということでございます。いずれにしても数が減っているということにつきましては、心理面でいろいろな問題を抱えている子どもに対して、短期的な治療を行って、なるべく短期間で治療をして家庭内にお返しするというところでございますので、施設による支援が終わったり、あるいはもっと別の施設、逆に悪くなって精神科、医療機関での対応が必要な場合もあつたりと、ここを出て行くケースは両方あります。短期がどの位かという目途の話ですが、明確に何カ月でというような目途はございません。ただ、実態を見ますと、正確な数字ではないかもしれませんが、前に一度調べた数字では2年程度、平均的には2年程度になっているということでございます。</p>
大石委員	<p>情緒障害児というのは完治したというのかはすぐには分からない。短期というので2年程というお話がありましたけども、それから先の施設というのは県の方では措置はしていないということですね。後は、民間というか専門機関の方にお任せしていると考えておいてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>個々の子どもがどういう状況にあるのか。この施設に入ってどういう支援を経てどういう状態になったかで変わってくるわけでありまして、家庭である程度医療的な支援を行うサポートがあれば生活できる状態の子もいるでしょうし、当然、児童相談所が関係しますので児童相談所が継続的な見守りを行う場合や、児童相談所あるいは市町村での見守りをしながら対応していくという場合もあるかと思えます。より医療に特化したと言いますか、治療が必要な場合は、病院の方ということもあろうかと思えます。先ほど、今年度から県立の施設から民間の社会福祉法人に移譲したと申し上げました。今年度から移譲を受けて経営をしております社会福祉法人の方では、今までは入所だけの支援でしたけれども、通所での支援も行うことにしております。今後、入所から通所支援に切り替わっていく子どもも出てくるのかと思っております。</p>
大石委員	<p>ありがとうございました。</p>
高瀬委員	<p>介護施設について質問させていただきます。まず、特別養護老人ホームの待機者について最新の数値がありましたら教えていただきたい。そして、どういう形で待機されているのかということも。2つ目はですね、先日お泊りデイサービスという制度でデイサービスを行っている業者さんが、新たにお泊りデイサービスをやろうとしたら、スプリンクラーの設置が義務付けられたということで、かなりの費用がかかるということで、お泊りの方はあきらめたとおっしゃっておられました。今現在、設置されて事業をしているところについては、あと数年、スプリンクラー無しでも大丈夫だということだけでも、平成30年でしたか、お泊りデイサービスは閉鎖しなくてはならないということになっていると。今、相当数のお泊りデイサービスが、できなくなるのではないかという風にお聞きしたのですけど、この制度、特養ホームを補完するものというか、待機者の受け皿になっている制度ではないかと思うのですが、どの程度県内にあるのか把握されておられるか。それから、このお泊りデイサービスが無くなるということを想定しての整備計画になっているのかということをお伺いしたいと思います。</p>

杉原委員長	事務局。
事務局	<p>質問数が多かったので、回答に漏れがあればご指摘ください。まず、入所申込者と私たちは読んでいますけれど、待機者というと待ってられる方という感じが強いのですが、我々、入所を申込んでいらっしゃる方の調査を行っております。直近の例で申しますと、第7次の計画を作るときに、平成25年10月1日現在の状況を把握しております。それが最新の状況ということになります。その調査の中では県内300か所の特別養護老人ホームに対して調査を行いまして、入所申込みをされている方が、合計で18,255人となっております。この中で在宅の方が6,115人。在宅でない方は、どういった方かといいますと、病院に入院されている方とか、介護老人保健施設に入っている方とか、有料老人ホーム、その他の施設に入っている方、こういった方が12,140人いらっしゃいました。特に特別養護老人ホームに入所する必要性の高い方としては、要介護3以上の方で、在宅で暮らしている方であろうと考えており、その数値としては3,180人となっております。これを踏まえて、今回の計画を、特別養護老人ホームの整備を行っております。この第7次の計画の中では、地域密着型の特養もありますので、それも含めて2,598床を整備するようになっていきますけれど、第6次の計画で繰り越した分もありますので、3,180という数値を上回る整備を進めているところでございます。</p> <p>お泊りデイサービスの関係ですけども、先ほど委員がおっしゃっていたように新規の場合にはスプリンクラーの設置が求められることもあります。既存施設に関しては、消防法の施行令が改正されて経過措置が設けられております。お泊りデイの関係ですが、通所介護事業所、いわゆるデイサービス事業所ですが、そちらで法定外の宿泊サービスということで宿泊できる場所を設けて、いわゆるお泊りデイサービスを行っております。これは届出をしていただくようになっておりますが、確認をしないと分からない点もありますけれども、長期にお年寄りの方に入居していただくようなことがあれば、これはお泊りデイというよりも、有料老人ホームに該当してくる可能性があると思います。有料老人ホームとなればスプリンクラーが必要になる場合もあるかと思いますが、実際のいわゆるお泊りデイの場合にスプリンクラーが必ず必要かということに関しましてははっきりと分かりませんので、よろしければ後で調べてご連絡させていただければと思います。いずれにしても、特別養護老人ホームは終の棲家といわれるように要介護度の高い方が、一生をそこで終わられるような形で過ごしていただくような施設になっていますので、いわゆるお泊りデイの趣旨とは違うものと考えておりまして、お泊りデイそのものを視野に入れて特別養護老人ホームの整備を考えているというよりも、先ほど申し上げましたように特別養護老人ホームに入所申込みをされている方がどの程度いらっしゃるのか、高齢化がどのように進展していくのかということ、そういったことについて市町村が十分将来の推計を立てながら整備を目指しているものと考えております。</p>
高瀬委員	<p>突然質問しましたので申し訳なかったと思いますが、今、お泊りデイサービスで短期の場合、それから長期にわたる場合の受入れをされているところがかなりの数に上っていると聞いていて、そうした既存の施設で受入ができなくなった場合にですね、今の整備計画で十分に対応できるのかということが心配になったものですから質問させていただきました。十分、現状を把握して対応していただきたいと思います。以上です。</p>
香月委員	<p>関連で質問させていただきたいと思いますが、介護施設及び周辺施設のスプリンクラーの設置につきまして、補助事業等はどのようになっていますか。</p>



事務局	<p>スプリンクラーの設置に関しましては、先ほど、新規施設と既存施設で違っていると申しましたけれども、新規のところは当然ご自分のお金で整備していただくことになります。既存の分につきましては経過措置がございまして、ある一定の期間の間に整備してくださいということになっております。それに関しては、国の制度として地域介護・福祉空間整備等交付金というものがございまして、この交付金を用いてスプリンクラーの整備ができます。全ての施設が整備できるという訳ではありませんけれども、経過措置期間中に設置を義務付けられている施設につきましては交付金の助成の対象となっております。</p>
杉原委員長	<p>それでは、施設整備方針につきまして、ご承認いただけますか。</p>
	<p>(「異議なし」との声が聞こえる)</p>
杉原委員長	<p>それでは、「平成29年度社会福祉施設等の整備方針」については承認することといたします。</p> <p>次に、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件について」を審議します。 本件につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【子どもの貧困対策の推進に係る調査審議、資料No. 4に基づき説明】</b></p>
杉原委員長	<p>はい。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。</p>
各委員	<p>(意見なし)</p>
杉原委員長	<p>よろしいですね。それでは「専門分科会の決議を審議会の決議とする件について」は了承することといたします。</p>
杉原委員長	<p>それでは、「その他」の項目で何かございましたらお願いします。</p>
津田委員	<p>一つ要望です。以前、他の会議でも指摘したことですが、例えば審議事項の高齢者、児童福祉、障害者・障害児、それぞれ内容が違う訳ですよ。そういったものを全部長い時間にわたって、資料も膨大で、それを一括して説明を事務局がなさって、その後、まとめて質問されると、色々な内容が違う分野が次々に話が飛んだりします。私をはじめ皆さんも委員として選ばれて出た以上はしっかりと資料に目を通して、質問したいと思う訳ですけど、こういう進め方だとなかなかですね、話も飛んでしまいますし。ですから、次回からですね、一つ一つ分野ごとに区切って事務局が説明したら質疑応答という風な形で進めていただけたらと思います。以上、要望でした。</p>
杉原委員長	<p>今後の検討課題ということで、事務局で検討していただけたらと思います。</p>

	<p>それでは、以上をもちまして、本日の議事については終了いたします。 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
司会	<p>今後の会議の予定について、ご案内いたします。 今年度中の開催予定ですが、この全体会議につきましては、ただいまのところ、開催の予定はございません。 専門分科会につきましては、民生委員審査専門分科会は7月と9月に、児童福祉専門分科会は月1回程度、障害者福祉専門分科会と老人福祉専門分科会は、必要に応じて複数回の開催を予定しております。 各分科会の開催については、あらためてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。 なお、本日この後、児童福祉専門分科会を引き続き開催いたします。 会場は、特3会議室ですので、児童福祉専門分科会の委員の皆さまには、会場の移動をお願いします。 事務連絡は以上です。</p>
杉原委員長	<p>それではこれもちまして、会議を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。</p>